

1. 開会	
林部会長	<p>出席予定の委員の皆様が全員お揃いになっているようですので、ただ今より、「第4回専門部会」を開催します。</p> <p>まず、委員の出欠状況について、事務局から確認報告をお願いします。</p>
池田指導官	<p>本日は、専門部会委員9名のうち、公益委員3名、労側委員3名、使側委員3名、計9名の委員の皆様全員にご出席いただいておりますので、審議会令第6条第6項の規定に基づき、専門部会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。</p>
2. 部会長挨拶	
林部会長	<p>はい。ありがとうございます。委員の皆様方には、お忙しい中、先週に引き続きお集まりいただきまして、ありがとうございます。前回まで繰り返し個別協議を行いましたが、結審には至っておりません。</p> <p>本日は、この専門部会において結審して、部会報告書の決定までを予定いたしております。ご協力をよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議事に入る前に事務局より事務連絡等説明をお願いします。</p>
木場室長	<p>(他県の答申状況を伝達)</p>
3. 議題	
(1) 長崎県最低賃金の改正について	
林部会長	<p>ありがとうございました。それでは、審議に入りたいと思います。まずは、前回まで協議いただきました結果を確認します。</p> <p>労働者側委員からは、プラス84円との金額提示をいただいています。また、使用者側委員からは、プラス34円との提示をいただいております。意見の一致が見られないということで、本日の継続審議となっています。</p> <p>当専門部会としましては、できれば全会一致での合意を希望しますが、本日、全会一致となり得るようなご意見の提示のご用意がありますでしょうか。この全体会場でご意見をいただければと思います。</p> <p>先に、労働者側よりご意見をいただきたいと思います。</p>

種村委員	<p>はい。労働者側の考えとすれば、リビングウェイジ、要するに生計費を中心に考えていますので、これまで同様、本県で言えば、167円不足しているという考え方から、この間、審議に加わっています。その上で、2年で到達ということで84円をお示させていただいたということになります。</p> <p>各県の状況を見ながら、というのも含めて、今日に至っているわけですが、やはり84円を示しているということ、他県を見ても現時点でこれ以上、下げる数字がないということでもあります。</p> <p>ただ、これ以上審議が延びると、指定日というか、法定発効でも延びていくわけですし、労働者のためには、やはり早い発効を望んでいるというのは、労働者側の考えとしてあります。</p> <p>しかしながら、全国的に指定日発効というのが出てきているという状況もあります。加えて、それには高い結審の額というか、そういったのも出てきています。なるべく早い結審を望むというのにはありますが、基本的には法定発効をとということで、まずは考えていこうと思っています。ただ、やはり、なるべく今日決められるように、審議を深めていきたいなと思っています。</p> <p>したがって、現時点でお示しする金額としては84円、これは変わりありませんので、よろしく願いいたします。</p>
林部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他の労働者側委員の補足等ございましたら、よろしいでしょうか。</p>
岩永委員	<p>特段の意見ではないのですが、本日いただいた資料についてのご説明を、後ほどで構いませんのでよろしくお願いしたいと思います。</p>
林部会長	<p>上昇率の推移の表のことですね。はい。わかりました。後で、ご説明いただきたいと思います。</p> <p>それでは、使用者側から、この全体会の場でのご意見をいただければと思います。</p>
峯下委員	<p>決定の3要素に基づいた資料は、あくまでも第4表の③、これは間違いない事実でありまして、これに基づいた提示額をお示しさせていただいております。34円。基本スタンスは、この数値を変えることはありません。</p> <p>ただし、全国的な決定状況を見ても、どこかで歩み寄る姿勢を出さないとやはり早期に決定とはなりませんので、その辺を今日、個別審議もあるでしょうから、そういった場で展開させていただきたいと思います。</p>

	<p>事務局のほうから全国的な決定状況をご説明いただいていますけれども、ちょっと一覧にしてみたのですが、ほとんどが使用者側は反対、中には退席というのがあります。今年の審議は、やはり全国的に厳しい状況になっているというのは間違いございません。</p> <p>歩み寄りの姿勢を見せざるを得ない状況にあると考えており、苦渋の決断を強いられることになるという覚悟はしておりますけれども、個別の協議の中で、いろいろと相談させていただきたいと思います。</p> <p>中には、やはり先ほどもありましたけれども、発効日をいろいろ工夫している他県もありますので、そういったところも参考にせざるを得ないかなと思っています。</p> <p>というのは、やはり決定した後に事業者側はいろいろ準備をせざるを得ないのですが、期間が短いとか、資金面も含めて準備に時間がかかるとか、あと、年末の就労調整をせざるを得ない労働者の実態もありますので、その辺も考慮いただきたいと思っています。以上です。</p>
林部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、その他の使用者側委員から補足意見等ありませんか。</p>
使用者側委員	<p>&lt;補足意見等なし&gt;</p>
林部会長	<p>金額に開きがございますので、ここで一旦個別協議に入る前に、上昇率の推移について、机上に配られている資料の説明をいただければと思います。</p>
木場室長	<p>長崎市における消費者物価指数の、上昇率の推移表ということで作成しております。</p> <p>本来、中央最低賃金審議会の答申などにおいては、頻繁に購入する物品のその月ごとの上昇率などが示されておりました。</p> <p>しかしながら、長崎市におきまして、頻繁に購入する物品等の数値は公表されておりませんので、具体的にその数値を出すことはできませんでした。</p> <p>実際に私のほうで長崎市に頻繁に購入する品目の価格上昇率ということで、各穀類ですとか魚介類等につきまして、わかる範囲で今年の10月から本年6月までの上昇率等についてお示ししております。</p> <p>また、上昇率全国Cランクと長崎市の上昇率につきましても、中央最低賃金審議会の中でもCランクと全国の推移についてお示ししておりましたが、そこを長崎市も追加しまして、上昇率がどれくらいあるということで、全国及びCランクに比べ、長崎市の消費者物価指数の上昇率は</p>

	<p>高い傾向にあるということがわかると思います。私のほうからは、簡単ですが、以上になります。</p>
林部会長	<p>はい。ありがとうございました。 岩永委員、よろしいでしょうか。</p>
岩永委員	<p>資料の見方がよく分かりません。例えば、資料1枚目の「Ⅱ長崎市における頻繁に購入する物品の物価上昇率（推計）」における①穀類の6月の36.7%というのは、何を基準にしているのですか。</p>
木場室長	<p>これは、消費者物価指数の長崎市の一覧表がありまして、それから拾っている数字です。年度ごとの表があります。</p>
岩永委員	<p>それは見たことがあるのですが、36.7%というのはどういう数字でしょうか。</p>
深浦会長	<p>これはシェア（加重平均）じゃないですかね。全体の中での。</p>
峯下委員	<p>私もウエイト（加重平均）だと思います。</p>
岩永委員	<p>ウエイト（加重平均）ですか。例えば、その①穀類の2023～2024年が120.4、2024～2025年が164.6というのは、基準となる数値を100とした時の割合ということですよ。</p>
木場室長	<p>そのとおりです。</p>
岩永委員	<p>わかりました。</p>
峯下委員	<p>今の前提で、資料1枚目の「Ⅰ長崎市における2024年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移」を見ると、例えば「2025年6月長崎市」は4.1%とありますが、下表Ⅱの①～⑫、これを全部網羅したのが4.1%ですか。</p>
木場室長	<p>これは一部になります。全体ではありません。</p>
峯下委員	<p>例えば、穀類の36.7%というのは、全体の集計（下表Ⅱ）の内のウエイトだと私は思っているのですが。</p>

深浦会長	マイナスがあるから、ウエイトではないですね。
峯下委員	そうですね。マイナスだとウエイトにはならないですね。何でしょう。
木場室長	その表に、年度ごとの指数というのがあります。
峯下委員	表の真ん中に、基礎データ総務表 2020 年基準とありますけど、2020 年を 100 とした場合のプラス、マイナスのパーセントですかね。
木場室長	そうです。
峯下委員	項目毎の内訳は、下表Ⅱの①～⑫を参考にするとして、トータルで見ると長崎市は 4.1%ということですか。
木場室長	そうです。
峯下委員	わかりました。
林部会長	これは長崎市だけを抽出すると、こういうことになっているということだと思います。岩永委員よろしいでしょうか。
岩永委員	はい。
林部会長	それぞれご意見いただきましたが、金額に開きがありますので、これから個別協議に入りたいと思います。それでは、どちらから先にいたしましょうか。 それでは、労働者側委員と公益委員とで個別協議に入らせていただきますので、使用者側委員の皆様は、別室でお待ちいただきたいと思ます。よろしくお願ひします。
池田指導官	これからは、個別協議で非公開となりますので、傍聴の方は控室への移動をお願いします。なお、三者協議が再開となる際は事前にお知らせしますので、この会場にお戻りください。
使用者側委員	<退室>  これより

公・労 協 議 を 3 回、  
公・使 協 議 を 3 回 行 う。

労働者側委員

<個別協議終了、全体協議を再開>

<入室>

林部会長

大変お待たせしました。全体協議を再開します。

本日は、労使双方からお考え、ご主張をお聞きして、金額と発効日の両面について個別にお話を伺いましたが、歩み寄り難しいと判断いたしました。

また、本日は、結審を予定しておりましたが、公益見解を示しての採決についても双方からの同意が得られませんでしたので、継続審議といたします。

今回の専門部会におきましては、改めて、労使からご意見をお聞きして、一致できない場合は、公益見解をお示しして、採決をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

各委員

<異議なし>

林部会長

それでは、本日は継続審議として、次回の専門部会で全会一致とならない場合には、公益見解をお示して採決を採ることといたします。

そして、専門部会報告書を作成して、開催予定の本審で報告をしたいと思っております。

(2) その他

林部会長

事務局から説明をお願いします。

木場室長

次回の専門部会等の日程についてご説明いたします。次回、9月2日(火)午前9時00分から、この会議室において専門部会を開催いたします。その後に、11時頃より第3回本審を開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

林部会長

ただ今の説明に関しまして、何かご質問等、ございますでしょうか。

各委員	<質問等なし>
林部会長	<p>それでは、次回の第5回専門部会は、9月2日（火）午前9時00分よりこの会議室において開催いたします。</p> <p>次回の専門部会で、専門部会報告書を決定することといたしたいので、円滑な審議運営に御協力賜りますようお願いいたします。</p> <p>なお、本日の専門部会の議事録の確認については、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>これで、本日の専門部会は終了させていただきます。お疲れ様でした。</p>